

福井県建設工事等随意契約実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号。以下「財務規則」という。）に規定するもののほか、福井県が発注する建設工事および建設工事に係る委託業務（以下「建設工事等」という。）における随意契約（特命随意契約を除く）の見積り合わせの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「発注機関の長」とは、本庁の契約担当課の長およびかい長をいう。

3 この要領において、「契約担当者」とは、発注機関において契約の事務に従事する者をいう。

(電子入札システムの使用)

第3条 当該見積り合わせに係る建設工事等の設計図書および設計図面の全部の写し（以下「設計図書等」という。）の送信、辞退届の提出および見積書の提出は契約担当者の使用に係る電子計算機と見積りの依頼を受けた者（以下「見積者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

2 見積り合わせの手続きに使用するICカードは電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもののうち、入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得したもので、かつ、ICカード情報を福井県の電子入札システムに登録したものとする。

3 やむを得ない事由により電子入札システムを使用して辞退届の提出または見積書の提出を行うことができない者は、見積り合わせの手続きに支障がない限り、契約担当者の承認を得て、紙による辞退届または見積書の提出を行う。

(対象建設工事等)

第4条 設計額（消費税および地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）が250万円以下の請負契約および100万円以下の設計等委託業務について実施するものとする。ただし、特命随意契約によるものを除く。

(見積依頼の方法)

第5条 見積依頼は、原則として、福井県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して見積者に通知することにより行うものとする。

(設計図書等の送信等)

第6条 発注機関の長は、当該見積り合わせに係る設計図書等を、見積者の適切な見積期間を確保するため、第8条に規定する見積書の受付期間が終了する前々日までに電子入札システムを利用して見積者に送信するものとする。ただし、設計図書等の電子ファイルの容量が大きい場合には、郵送（民間事業者を含む。）により送付するものとする。

2 前項の規定により郵送により設計図書等を送付する場合、発注機関の長は、第8条に規定する見積

書の受付期間が終了する前々日までに設計図書等が見積者に到着するように発送するものとする。

(見積りの辞退)

第7条 見積者は、次条に規定する見積書の受付期間に、電子入札システムで辞退届を提出することで、見積りを辞退することができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りをした者がいないときに再度の見積りを行う場合も同様とする。

- 2 見積者が次条に規定する見積書の受付期間に見積書を提出しなかったときは、見積りを辞退したものとみなす。
- 3 前2項の規定により見積りを辞退した者は、見積りを辞退したことのみを理由として、以後の見積り等について不利益な取扱いを受けない。

(見積書の受付)

第8条 見積書の受付期間は、原則として、見積依頼の通知を送付した翌日の午前8時30分から見積り合わせを行う日の前日(休日を除く。)の午後4時までとする。

- 2 見積書の提出後は、撤回、内容の修正または再提出することができないものとする。

(開札の実行)

第9条 発注機関の長は、見積り合わせの日時に至ったときは、遅滞なく予定価格調書を開封し、見積り合わせを行うものとする。

(見積りの無効に関する事項)

第10条 次のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 福井県財務規則第151条第1号から第8号までのいずれかに該当する見積り
- (2) 見積依頼通知を受けていない者が行った見積り
- (3) 設計額を超える金額をもって行った見積り
- (4) 見積依頼通知を受けてから開札の時までに次に掲げるいずれかを欠くに至った者が行った見積り
 - ア 見積書提出時点において、福井県の競争入札参加資格について当該見積りに必要な資格を有すると決定されている者であること。
 - イ 見積書提出時点において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者(更生手続開始または再生手続開始の決定後に、福井県が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けている者を除く。)。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この見積りに参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
 - ウ 見積書提出時点において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - エ 見積書提出時点において、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」の規定に基づく指名停止または指名除外の期間中でないこと。
 - オ 建設工事にあつては、見積書提出時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共

済制度もしくは特定退職金共済制度に加入している者または退職一時金制度を有している者であること（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

カ 役員（役員として登記または届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力的組織（計画的または常習的に暴力的不法行為を行い、または行うおそれがある組織）、またはその構成員等と密接な交際を有し、または社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

キ 建設工事にあつては、主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）および現場代理人を適切に配置できる者であること。

ク 見積書提出時点において、当該見積りに参加しようとする他の者（共同企業体にあつては、構成員の全て）との間に、次のいずれかに該当する関係がない者であること（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

(イ) 親会社と子会社の関係（個人事業主または会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社との関係を含む。）

(イ) 親会社（個人事業主または会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係

(ウ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

(エ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

ケ 建設工事にあつては、見積書提出時点において、健康保険および厚生年金保険ならびに雇用保険の全てに加入し、かつ、それら全ての保険料が未納でない者（法令の規定により適用を除外されている者を除く。）であること。（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

コ 福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱に定められた事項の全てを遵守する者であること。

サ 工事入札心得、工事入札心得（電子入札用）、電子入札運用基準、福井県建設工事等電子入札運用要領その他あらかじめ見積依頼書等において示した条件に違反している者が行った見積り

シ その他入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った見積り

（落札者の決定）

第11条 発注機関の長は、見積り合わせを行ったときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りをした者を、契約の相手方と決定するものとする。

2 前項の場合において、契約の相手方となるべき同価の見積りをした者が2者以上あるときは、電子くじ引きを実施して契約の相手方を決定するものとする。

3 発注機関の長は、契約の相手方を決定したときは、電子入札システム上で署名をし、決定通知書により見積りに通知するものとする。

（再度の見積り合わせの実施）

第12条 見積り合わせの結果、予定価格の制限の範囲内の価格の見積りがないときは、1回に限り、再度の見積り合わせを行うことができるものとする。

2 前項の再度の見積書の受付期間は、原則として、見積りに対し再度の見積り合わせを行う旨の通知

を发出した時から30分を経過する時までとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、見積者全員の再度の見積書が提出されたときは、発注機関の長は、直ちに見積書の受付を締め切るものとする。
- 4 発注機関の長は、第2項または前項に規定する見積書の受付期間が終了したときは、遅滞なく見積り合わせを行うものとする。
- 5 前条の規定は、第1項の再度の見積り合わせに準用する。
- 6 再度の見積り合わせを行ってもなお契約の相手方がないときは、発注機関の長は、不落随契（地方自治法施行令第167条の2第8号に規定する随意契約をいう。以下同じ。）を行うことができるものとする。

（見積り合わせの取止め）

- 第13条 発注機関の長は、次のいずれかに該当する場合には、見積り合わせを取止めるものとする。
- (1) 談合情報対応要領に定める談合があった場合もしくは談合の疑いがある場合または手続上の不備がある場合など、発注機関の長が公正な見積り合わせを維持することができないと認めた場合
 - (2) 辞退等により見積り合わせの参加者が1人の場合
 - (3) 前条第1項の再度の見積り合わせを実施しない場合
 - (4) 前条第6項の規定による不落随契を行わない場合
- 2 前項(1)および(2)の規定は再度見積り合わせに準用する。
- 3 第1項または前項の規定による見積り合わせの取りやめは、電子入札システムで署名した上で取止め通知書を送信する方法により見積者に通知するものとする。

（補足）

- 第14条 この要領と、個別の見積依頼通知書と相違がある場合は、個別の見積依頼通知書を優先する。

第15条 電子入札システムへのアクセスが集中することによりレスポンスが低下することがあるため、入札書等の提出にあたっては十分な作業時間を確保すること。

第16条 見積りへの参加にあたって疑問点がある場合は、見積依頼通知書を発行した発注機関に問い合わせを行うこと。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。